

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第42号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>		<省略>	
建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査に係る中間検査申請手数料又は同法第18条第19項の規定に基づく特定工程終了通知に係る手数料	<省略>	建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査に係る中間検査申請手数料又は同法第18条第19項の規定に基づく特定工程終了通知に係る手数料	<省略>
<u>建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料</u>	<u>1件につき27,000円</u>		
<省略>		<省略>	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に申請を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。